

令和5年9月4日

伊豆基礎技術協会会長 様

伊豆基礎技術協会庶務・経理部 宛

島根県西郷区特別地域北地区及び同地区内特定区域の指定について（件名）

令和5年8月30日付編自第21号により詳細、添付に付して付された「島根県西郷区特別地域北地区及び同地区内特定区域の指定」について、速報の結果、上記のとおり指定することが適当であることを申し上げます。

1 千歳水産鳥獣保護区特別保護地区の再指定

(1) 概要

- ア 名 称：千歳水産鳥獣保護区特別保護地区
- イ ト 分：大森漁業地区
- ウ ト 概：千歳市北支庁の一部の区域及び川ノ尻町の一部の区域
- エ 面 積：1,482ヘクタール
- カ 存続期間：令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)
- キ 概 要：千歳水産鳥獣保護区のうち、特に川ノ尻町、千歳市町の南側に位置する大森川流域の原生林地区等自然環境が卓越している。
(生息する主な鳥獣)
鳥獣：ノスリ、サンバ、ヤマウカ、オウカ、オヤドリ、オビツル、オコルビ、イカルバブ、カヤクダリ等
獣類：クサノツグヤ、カモシカ、ニホンジロ、カブネ等
- ク 註 記：当該区域は、引取の東野環境が良好で天敵が多く、鳥獣の集居環境がよいことから、昭和49年に千歳水産鳥獣保護区特別保護地区として指定され、現在まで手続が滞りしている。

(2) 指定理由

大森川流域の自然環境が卓越しており、オウカ等の鳥獣やカモシカ、クサノツグヤ等の大型哺乳類を含む多種の鳥獣の生息に適した区域であり、鳥獣の生息地、産卵地となっている。

鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、引取の管理や土産物の産出等の行方を監視し、鳥獣の生息地・産卵地として注意を図るため、引取の自然環境保護区特別指定区域に再指定する。



2. 栃木西郷特級鳥獣捕獲禁止区域の指定

(1) 概要

ア 鳥 獣： 栃木西郷特級鳥獣（イノシシ・ホシシジメを除く）捕獲禁止区域
イ 二 級： 掛川市の北西部に位置し、栃木地区、深谷地区、群馬地区等から
訪れる鳥獣

ウ 目 録： 1, 6, 11～13, 17～19

エ 存続期間： 令和5年10月1日から令和10年10月31日まで(5年)

オ 附 属： 掛川市の北西部に位置し、栃木内には、トビ・ヒメトビを中心とし
た人工林と雑木林が混交して生育する針葉と闊葉林が盛んでいる。

（区別する主な鳥獣）

追加： コオゲサ、ウサギ、サシバ、アオバズメ、カワセミ、サシコ
フクロウ、セシドリ等

追加： イノシシ、カヤシカ、ニホンジカ、イタチ、ホンドリス、ムサ
シ等

カ 註 釈： 区域北部（現行の栃木西郷特級鳥獣捕獲禁止区域）は、平成11
年に鳥獣捕獲区に指定したが、イノシシ、ニホンジカの鳥獣被害が
拡大したため、令和11年に特級鳥獣捕獲禁止区域に指定し、これを
再度指定をしている。上述西部（現在の鳥獣捕獲禁止区域）は、令和10
年に特級鳥獣捕獲禁止区域に指定し、これを再度指定している。

(2) 指定理由

当該「栃木西郷（2名の栃木西郷特級鳥獣捕獲禁止区域）」は、区域の大部分が
針葉となっており、多くの鳥獣が生息し、コオゲサやカワセミ、サシコフクロウの
繁殖地であることが確認されている。また、点在するカヤシカは、セシドリ等の生息
地にもなっている。一方で、イノシシ、ニホンジカによる鳥獣被害が多く発生して
いる。

当該区域北部（現在の鳥獣捕獲禁止区域）は、雑木林を利用した
鳥獣捕獲区であり、また、湖沼が点在しており、従来より多くの鳥獣が生息して
いる。一方で、近年は、主にイノシシによる鳥獣被害が深刻化しており、銃器によ
り捕獲率を高める必要がある。

このため、鳥獣の生態調査の実績と調査許可証状を踏まえ、特級鳥獣捕獲禁止区域を編入し、特級鳥獣（イノシシ・ホシシジメを除く）捕獲禁止区域に
指定する。



審議事項（部会報告）

鳥獣保護区特別保護地区等の指定

静岡県環境審議会 鳥獣保護管理部会

互国有志の理想郷 - しずおか
ふじのくに

部会への付託事項

- 1 鳥獣保護区特別保護地区の再指定
千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区
（浜松市天竜区、川根本町）
- 2 狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）
捕獲禁止区域の指定
桜木西郷狩猟鳥獣捕獲禁止区域
（掛川市）

部会開催日 令和6年7月10日（水）

互国有志の理想郷 - しずおか
ふじのくに

1 千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区の再指定

事務局説明

- ・指定区域周辺について、原生自然環境保全地域等の他法令と合わせて、一帯が保全されている。
- ・指定区域内は亜高山帯の天然林が多い区域で生態系が保全されている。
- ・ニホンジカの樹皮の食害等の影響が見られる。

部会委員の主な意見

- ・鳥獣保護区特別保護地区に指定することに反対ではないが、ニホンジカによる南アルプスの高山植物への影響は深刻であり、個体数を抑制する手立てが必要である。
- ⇒ 南アルプス周辺での管理捕獲や試験的に行っている高標高部での捕獲結果等を踏まえながら、今後の対策を検討する。

審議結果

鳥獣保護区特別保護地区に再指定する。

互国有志の理想園 - しずおか

ふじのくに



2 桜木西郷狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域の指定

事務局説明

- ・区域内は、林野が多く、湖沼も点在していることから、特に鳥類の生息環境に適した区域である。
- ・イノシシの捕獲状況について、豚熱の影響で一時減少したが、再び増加傾向にあり、特に区域南部は急増している。
- ・区域南部は、現在銃猟を禁止する区域としているが、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替えし、銃による止めさしを可能とすることでイノシシの捕獲圧を高める。
- ・鳥獣の保護と獣害の抑制を図る必要がある。

部会委員の主な意見

- ・イノシシは農業者にとっては非常に困りものであり、農業を守るために捕獲を進める選択をしていることは理解いただきたい。

審議結果

狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定する。

互国有志の理想園 - しずおか

ふじのくに

